

# 足立成和信用金庫 会議室利用規約

2019.6.3

# 会議室利用規約

## 目次

第1条 (目的)	1
第2条 (利用可能者)	1
第3条 (利用目的の制限)	1
第4条 (利用可能時間)	1
第5条 (予約方法)	1
第6条 (利用料)	2
第7条 (本施設への入退館)	2
第8条 (本施設の所在地)	2
第9条 (本施設設備について)	2
第10条 (利用者の責務)	2
第11条 (反社会的勢力の排除)	3
第12条 (利用の制限)	3
第13条 (利用の中止)	4
第14条 (物品の搬出入上の注意)	4
第15条 (立ち入り)	4
第16条 (損害賠償)	4
第17条 (免責)	5
第18条 (駐車場について)	5
第19条 (利用規約の変更)	5
第20条 (準拠法等)	5
第21条 (管理者)	5

# 足立成和信用金庫 会議室利用規約

本規約は、足立成和信用金庫（以下、「管理者」といいます。）が足立区内に配する支店の会議室（以下、「本施設」といいます。）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

## 第1条（目的）

「足立区・足立成和信用金庫『協働・協創』推進のための包括連携協定」に基づき地域の子どもから高齢者まで多様な人がつながれる場を提供することで、子どもの健全育成と地域の安全・安心に資することを目的としています。

## 第2条（利用可能者）

本施設を利用できる者は、原則、足立区に所在する町会・自治会、商店街組合、NPO活動支援センター及び足立区社会福祉協議会に登録している非営利団体等とします。

## 第3条（利用目的の制限）

本施設は、(1) 子どもの居場所・学習支援 (2) 多世代交流の場（ふれあいサロン等）(3) 各種会議 (4) その他管理者が特に必要と認めた事由・事業に限り使用可能とします。営利を目的とした活動はできません。

利用者は本施設の運営目的を理解し、参加者等の安全及び施設の安全な維持管理に努めてください。

## 第4条（利用可能時間）

会議室は、土曜、日曜、祝日のほか管理者の定める休日を除く日の午前10時から午後5時までの間で利用できます。

※原則、会議室の利用ができない日

- 1 土曜日および日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 12月25日から翌年1月6日まで
- 4 その他管理者において特に定めた日

なお、1団体あたりの利用可能時間の制限は、原則、1週間に7時間までとさせていただきます。

## 第5条（予約方法）

利用希望者は、利用希望日の2か月前の応答日から3営業日前までに、予め営業店管理者に電話連絡の上、「会議室利用願（様式1）」をFAXで送信してください。管理者はその利用願を受領後、予約管理簿を確認し、利用可能であれば利用許可書を発行します。すでに予約が入っている場合には、お電話にてご回答いたします。

## 第6条 (利用料)

無料をご利用いただけます。

## 第7条 (本施設への入退館)

本施設利用の際は、会義室利用許可書をご持参のうえご来館ください、参加者等の入退館の管理は利用者様でお願いいたします。開始後、途中で入退館される場合にも同様といたします。退館においては、参加者等全員の退館を確認するようお願いいたします。なお、鍵等の貸与はいたしません。

その他、本施設への入退館に関しては管理者からの説明に従い、警備機器を誤作動させないように注意してください。また、トイレ及び会議室以外には入れませんので、参加者等に説明してください。

## 第8条 (本施設の所在地)

本施設の所在地は下記のとおりです。

使用可能店舗	TEL	FAX	住所 (足立区)	面積	設備
本木支店 (2階)	03-3880-2111	03-3852-1931	興野 1-15-13	74 m <sup>2</sup>	
旭町支店 (3階)	03-3888-6641	03-3870-2137	千住旭町 35-19	58 m <sup>2</sup>	
南花畑支店 (2階)	03-3859-1041	03-3859-1045	南花畑 1-1-30	49 m <sup>2</sup>	
皿沼支店 (3階)	03-3857-1511	03-3857-1690	鹿浜 8-31-8	91 m <sup>2</sup>	●
中央支店 (2階)	03-3886-1191	03-3848-4357	梅田 8-2-16	151 m <sup>2</sup>	●

※設備 ●—エレベーター設置

## 第9条 (本施設設備について)

本施設には机、椅子がありますが、それ以外の事業に必要な設備については各自ご用意ください。机、椅子の台数については各支店にお問い合わせください。

## 第10条 (利用者の責務)

本施設の利用者は、次の事項を遵守してください。

- 1 利用後、各個室の清掃を行い、ごみ等はお持ち帰りください。
- 2 原則として、飲食はできません (ペットボトル飲料、菓子程度は可)
- 3 利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかなを問わず当該権利を第三者に譲渡・転貸等を行うことはできません。
- 4 利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設および什器備品を利用してください。貸与した物品の毀損・紛失等については速やかに管理者へ連絡してください。紛失等に係る諸費用については利用者に負担いただきます。
- 5 窓ガラス、壁、天井等への文字記入や貼紙、広告等の共有施設 (部分) の

不法占拠および什器・物品の放置は認めません。

- 6 利用者は、管理者の定める利用規約、関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、参加者等に対しても遵守させてください。
- 7 不測の災害や事故等に備え、本施設のご利用前に火災報知器、非常口、避難誘導方法、消火器の設置位置等を確認するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、参加者等に対して事前に説明しておいてください。
- 8 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険、傷害保険などに加入してください。
- 9 利用者は、利用規約に定める本施設の管理運営上危険な行為、その他通常の来店者等に迷惑を与える行為（騒音・振動等）は行わないでください。
- 10 本施設内では喫煙、火器の使用およびペットの持込はできません。
- 11 その他本施設のご利用に関しては、管理者の指示に従ってください。

### 第11条（反社会的勢力の排除）

本施設利用者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号に該当しないこと。

- 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 3 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 5 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

### 第12条（利用の制限）

次の各号に該当する場合は、ご利用をお断りいたします。

- 1 第11条に該当するもの。
- 2 本施設の運営および利用目的を逸脱、または管理者ならびに本施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- 3 本施設にかかる法令の規定に反するとき。
- 4 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 5 本施設の来店者に不都合、または支障が生じるおそれがあると認められるとき。

- 6 本施設、または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 7 本施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- 8 法令違反、または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
- 9 その他、運営者が不相当であると認めたとき。

上記各号に該当しない場合でも、利用許可書発行後、都合により利用をお断りする場合があります。

### 第13条 (利用の中止)

次の各号に該当する場合には、本施設の利用中であっても利用の中止等をさせていただきます。なお、その結果利用者に損害が生じる場合があっても、管理者は一切の責任を負いません。

- 1 前記「第10条 利用者の責務」の一に違反すると認められたとき。
- 2 前期「第11条 反社会的勢力の排除」の一に該当すると認められたとき。
- 3 前期「第12条 利用の制限」の一に該当すると認められたとき。
- 4 天災地変その他の不可抗力によって本施設の利用が出来なくなったとき。
- 5 本施設の管理・運営上、利用が不相当となるやむを得ない事由が生じたとき。
- 6 過去に利用規約に反する行為があったとき。
- 7 その他本規約に定める事項に違反したとき。

### 第14条 (物品の搬出入上の注意)

本施設には事務机や椅子がありますが、その他の物品、機材はありません。従って、利用者が自ら使用する什器、物品を調達していただくこととなりますが、物品の搬出入を行う場合には管理者と事前に相談の上、その指示に従って実施してください。物品等の搬出入時において利用施設、備品および付帯設備等を汚損・破損するおそれのある場合は、管理者の指示に従い利用者の責任と費用負担で必ず床面および壁面を養生してください。

### 第15条 (立ち入り)

管理者または管理者の指定する者は、利用者が本施設を使用中であっても本施設に立ち入り、本施設を点検し、必要であれば的確な処置を講じることができます。

### 第16条 (損害賠償)

利用者が本施設およびその設備・備品その他関連施設を毀損、汚損、紛失、他の来店者に損害を与えた場合、その他本施設の管理運営に支障をきたす事態を発生させた場合、ただちに管理者に連絡してください。この場合、利用者は管理者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

その他、管理者の定める利用規約および施設利用に関する管理者との協議事項に違

反した結果、管理者または他の施設もしくは本施設の他の来店者に損害を与えた場合、管理者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

#### 第17条 (免責)

- 1 前記「第12条 利用の中止」に定める事由により、利用の中止をした場合、利用者がこれにより損害を受けても管理者はその損害を賠償する責任を負いません。
- 2 不測の事故、天災地変および官公庁（署）の命令・指導などにより、本施設の使用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても管理者はその損害を賠償する責任を負いません。
- 3 管理者の故意または重大な過失によらないケガや火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害については、その責任を負いません。
- 4 本施設の機材・設備等の故障等により、利用者の所期の目的の達成されない場合でも管理者は損失補償をいたしません。

#### 第18条 (駐車場について)

本施設内の駐車場は使用できません。他の公営・私営駐車場をご利用ください。

#### 第19条 (利用規約の変更)

当利用規約は、管理者の判断をもって随時内容を改正します。

#### 第20条 (準拠法等)

当利用規約については、日本国法を準拠法とし本施設の利用に関する訴訟等については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条 (管理者)

本施設の管理者は下記のとおりです。

##### 【本部管理者】

【運営管理】 営業推進部長
【使用等管理】 総務部長

##### 【営業店管理者】

本木支店	副店長
旭町支店	副店長
南花畑支店	副店長
皿沼支店	副店長
中央支店	副店長